



# 診療報酬について

## 療養・就労両立支援指導料

---

産業医科大学 立石 清一郎

# B001-9 療養・就労両立支援指導料

(R4年度から)

- 対象となる疾患：  
がん、脳血管疾患、肝疾患、指定難病、心疾患、糖尿病、若年性認知症
- 初回算定：800点（情報通信機器を用いて行った場合:696点）  
①勤務情報提供書の授受、②患者への指導、③産業医等に診療情報の提供をすべて行った場合に算定可能。診断書や診療情報提供書と重複算定は不可。  
入院患者は算定不可、月1回に限り算定。
- 2回目以降の算定：400点（情報通信機器を用いて行った場合:348点）  
診療情報を提供した後、勤務環境の変化を踏まえ療養上必要な指導したとき。  
初回と同月又はその翌月から起算して3月を限度として月1回に限り算定。
- 相談支援加算：50点  
患者に対して、両立支援コーディネーター養成研修を修了した  
医療職（看護師、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師）が  
相談支援を行った場合について評価

# 診療報酬の算定件数

- 平成30年度 NDBオープンデータ<sup>1)</sup>  
155件/年（男性46件、女性65件）
- 平成31年度（令和元年度） NDBオープンデータ<sup>1)</sup>  
238件/年（男性102件、女性103件）
- 令和2年度 社会医療診療行為別統計（6月分）<sup>2)</sup>  
初回：33件、2回目以降：6件、相談加算：17件  
初回は約400件/年と推計

1. <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177182.html>

2. <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450048&tstat=000001029602>



このコンテンツは、厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）

「医療機関における治療と仕事の両立支援の推進に資する研究（20J A 0601）」

研究代表者 産業医科大学 立石清一郎 により作成されました。